

- 滋賀県に所在する中学校に勤務する養護教諭が、必修領域の講習は京都府に所在する大学、選択領域の講習は滋賀県に所在する大学で受講することも可能です。
 - 専修免許状を持っている教諭が、大学以外の者が開設する講習を受講することも可能です。
 - 二種免許状のみを持っている教諭が、短大以外の者が開設する講習を受講することも可能です。
- 開設者によっては、「教育の最新事情に関する事項」及び「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」のいずれか一方の領域のみ開講するところもあれば、両方の領域を開講するところもありますのでご注意ください。
- 「教育の最新事情に関する事項」については、12時間以上セットで開講されることとなりますので、いずれかの開設者でまとめて受講していただくこととなります。
- 「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」については、必要な講座を選択していただくこととなります。どの講習を受講すべきかは、実際に担当している教科などを踏まえ、選択していただくこととなります。
- 特別支援学校教諭の免許状については、養護教諭及び栄養教諭の免許状の場合とは異なり、できるだけ特別支援学校教諭を主な受講対象者とする更新講習を受講・修了していただきたいと思いますが、必ずしも特別支援学校教諭を主な受講対象者とする更新講習を受講していただく必要はありません。

旧免許状を持っている者の場合は、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」については、教諭(特別支援学校教諭を含む)の職にある場合は教諭を、養護教諭の職にある場合は養護教諭を、栄養教諭の職にある場合は栄養教諭を主な受講対象者とする更新講習を受講していただくことが必要です。

【更新講習の受講イメージ】

[○小学校教諭の方の受講の例]

「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」(必修領域)に係る講習(必ず12時間以上で開設されます。)

※ 受講対象者の制限はありませんが、開設者、講習によっては「幼稚園・小学校教員向け」、「中学校・高等学校教員向け」、「養護教諭向け」などの主な受講対象者を想定しているものがあります。

+

「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」(選択領域)に係る講習を下記のような形で受講(「教諭」を受講対象者とする講習をあわせて18時間以上の履修が必要です。)

《選択領域の受講例》

【パターン1】

18時間の講習を受講
(例:理科の指導法)

【パターン2】

12時間の講習を受講
(例:理科の指導法)

【パターン3】

6時間の講習を受講
(例:理科の指導法)

6時間の講習を受講
(例:児童心理)

6時間の講習を受講
(例:児童心理)

6時間の講習を受講
(例:学校保健(「教諭」・「養護教諭」を受講対象者とする講習))

↓
必修領域の履修証明書と選択領域の履修証明書(1枚)の計2枚を添付して、免許管理者へ更新講習修了確認申請

↓
必修領域の履修証明書と選択領域の履修証明書(2枚)の計3枚を添付して、免許管理者へ更新講習修了確認申請

↓
必修領域の履修証明書と選択領域の履修証明書(3枚)の計4枚を添付して、免許管理者へ更新講習修了確認申請

〔○養護教諭の方の受講の例〕

「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」(必修領域)に係る講習(必ず12時間以上で開設されます。)

※ 受講対象者の制限はありませんが、開設者、講習によっては幼稚園・小学校教員向け、中学校・高等学校教員向け、養護教諭向けなど、主な受講対象者を想定しているものがあります。

+

「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」(選択領域)に係る講習を下記のような形で受講(「養護教諭」を受講対象者とする講習をあわせて18時間以上の履修が必要です。)

《選択領域の受講例》

【パターン1】

18時間の講習を受講
(例:学校保健)

【パターン2】

12時間の講習を受講
(例:学校保健)

【パターン3】

6時間の講習を受講
(例:児童心理)

6時間の講習を受講
(例:睡眠の効果)

6時間の講習を受講
(例:児童心理)

6時間の講習を受講
(例:学校保健(「教諭」・「養護教諭」を受講対象者とする講習))

↓
必修領域の履修証明書選択領域の履修証明書(1枚)の計2枚を添付して、免許管理者へ更新講習修了確認申請

↓
必修領域の履修証明書と選択領域の履修証明書(2枚)の計3枚を添付して、免許管理者へ更新講習修了確認申請

↓
必修領域の履修証明書と選択領域の履修証明書(3枚)の計4枚を添付して、免許管理者へ更新講習修了確認申請

〔○栄養教諭の方の受講の例〕

「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」(必修領域)に係る講習(必ず12時間以上で開設されます。)

※ 受講対象者の制限はありませんが、開設者、講習によっては「幼稚園・小学校教員向け」、「中学校・高等学校教員向け」、「養護教諭向け」、「栄養教諭向け」などの主な受講対象者を想定しているものがあります。

+

「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項」(選択領域)に係る講習を下記のような形で受講(「栄養教諭」を受講対象者とする講習をあわせて18時間以上の履修が必要です。)

《選択領域の受講例》

【パターン1】

18時間の講習を受講
(例:食に関する指導)



必修領域の履修証明書と選択領域の履修証明書(1枚)の計2枚を添付して、免許管理者へ更新講習修了確認申請

【パターン2】

12時間の講習を受講
(例:食に関する指導)

6時間の講習を受講
(例:児童心理)



必修領域の履修証明書と選択領域の履修証明書(2枚)の計3枚を添付して、免許管理者へ更新講習修了確認申請

【パターン3】

6時間の講習を受講
(例:児童心理)

6時間の講習を受講
(例:食の安全性)

6時間の講習を受講
(例:学校給食指導(「教諭・栄養教諭」を受講対象者とする講習))



必修領域の履修証明書と選択領域の履修証明書(3枚)の計4枚を添付して、免許管理者へ更新講習修了確認申請

(8) 受講対象者であることの証明

免許状更新講習を受講することができる者は、2頁～4頁に掲げる者に限定されているため、それぞれの方が免許状更新講習を開設する大学等に受講申込みを行う際には、下記のように各学校の校長等に受講対象者であることの証明を行っていただくことになっています。

この証明の方法は、次のページのように受講申込書（一番下の〔証明者記入欄〕）で証明者が証明を行うことや、受講申込書とは別に証明書を発行してもらうことなどが考えられます。例えば、かつて教員として勤務したことがある方については、在職証明書などで代用される場合もあります。

《受講対象者の証明の方法(例)》

受講対象者の区分		証明の方法
教育職員 ・教育の 職	○教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭) (免許法第9条の3Ⅲ①)	公立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は市町村の教育委員会
		国立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
	○校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 (免許状更新講習規則第9条Ⅰ①)	共同調理場に勤務する 場長の証明 ※場長本人の場合は市町村の教育委員会
		学校栄養職員
		指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者 (免許状更新講習規則第9条Ⅰ②)
		国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者 (免許状更新講習規則第9条Ⅰ③)
	その他文部科学大臣が定める者 (免許状更新講習規則第9条Ⅰ④)	その者の任命権者・雇用者の証明(予定)
教員採用 内定者・ 教員採用 内定者に 準ずる者	教員採用内定者(免許法第9条の3Ⅲ②)	任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条Ⅱ①)	任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園、認可保育所、幼稚園と同一の設置者が設置する保育所に勤務する保育士 (免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	当該施設の設置者の証明
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用、非常勤講師リスト搭載者等) (免許状更新講習規則第9条Ⅱ③)	任用又は雇用する可能性がある者の証明

※「免許状更新講習受講申込書の例」（別ファイル差込） 1頁分

(9) 講習前の事前の課題意識調査

各講習の事前には、大学等により課題意識調査が行われます。講習を開設する大学等や担当講師が講習を行うに際しての参考とするためです。調査項目は各大学等により異なることがあります。調査に回答いただいたものがすべて講習に反映されるものではありませんが、講習の充実のためにご協力をお願いします。

(10) 講習後の事後評価アンケート

各講習の終了後には、各講習の事後評価のためのアンケートが行われますが、講習を開設する各大学等が今後の講習内容等の改善のために行うものです。また、評価結果は文部科学省に報告され、文部科学省ホームページですべての講習の事後評価結果を公表します。

なお、アンケートは無記名で行われるために各受講者の成績審査にはなんら関係がありませんので、ご協力をお願いします。

(11) 免許状更新講習の修了認定(履修認定)について

○修了(履修)認定のための成績審査に際しての試験の実施

各免許状更新講習では、修了認定(履修認定)のための成績審査に際して講習の最後に試験が行われます。これは講習で取り扱われた事項、内容について適切な理解が得られているかどうかを客観的に判定するためのものです。

試験の方法は、講習毎にその内容等に応じて、択一式、論述式その他筆記試験、模擬授業の採点その他実技試験、口頭試験等の多様な方法からいずれかの方法がとられます。

なお、試験の出題内容は、講習内容を暗記して記憶力を試されるようなものや試験勉強で何日も費やすようなものではありません。

○複数大学等で免許状更新講習を受講した時の履修認定

複数の大学等で講習を受講した場合は、大学等ごとに履修認定を行うこととなります。

○試験結果の通知

試験による成績審査により各講習の合否結果が受講者に通知されます。なお、合格の場合でも大学等によっては段階別に評価がなされることがありますが、これは各講習の修得の度合いを示したものであり、更新講習修了確認には影響ありません。

免許管理者への申請の際には合格か不合格かのみが必要となります。

※ ある講習で不合格となった場合でも、2年間の免許状更新講習受講期間内で何回でも講習を受けることができます。

よくあるご質問と答え

問22 「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項(18時間以上)」は、自分の勤務している学校の種類、担当する教科に応じた講習を受けなければならないのですか？

(答)

法令上は、教諭として勤務している場合には、学校種及び教科種にかかわらず、いずれかの教諭を対象とした講習を修了すれば、更新講習修了確認を受けることができます。

ただし、必要な知識技能を更新するため、地域での開設状況にもよりますが、なるべく現在担当している学校種及び教科種に応じた講習を受講するようにしていただきたいと思います。なお、生徒指導や進路指導など、異なる教科種や学校種に共通した内容を対象とする講習を受講することも可能です。

一方、養護教諭及び栄養教諭として勤務している場合には、養護教諭向け又は栄養教諭向けの講習を受講することが必要です。

ただし、生徒指導や教育相談など、教諭、養護教諭及び栄養教諭のすべてを対象とした講習を受講することも可能です。

どのような方を対象とした講習であるかも含め、文部科学大臣が審査し、認定を行いますので、そちらを確認の上、受講する講習を選択して下さい。

問23 通信教育による更新講習を受けることを検討していますが、通信教育の受講のみで修了認定が可能ですか？スクーリングが必要ですか？

(答)

更新講習を受けること自体は通信や放送のみでも可能ですが、本人であることを確認する必要がありますので、修了認定試験については基本的に試験会場で受験することになります。ただし、一部の大学では、本人の顔の画像及び声紋などによる本人確認を行って、試験会場以外での修了認定試験を行う場合もあります。

なお、通信教育による更新講習では、印刷教材による自主学習とレポート添削による1対1の指導を受けた後に、修了認定試験を受けるのが一般的です。

問24 更新講習の受講料はいくらですか？

(答)

受講料は、基本的に大学などの講習開設者において設定することになります。平成21年度の開設に向けてすでに認定されている更新講習の実態をみますと、1時間あたり1,000円、30時間でだいたい3万円程度の大学等が多くなっていますが、その他にも実習や宿泊形式の講習を受講する場合、別途材料費や宿泊費を徴収する場合があります。具体的な金額については、開設者である大学等にお問い合わせください。

なお、受講料やその他講習にかかる経費は、受講者が講習開設者に直接支払うことになります。

問25 更新講習を受ける際の公立学校教員の服務上の位置付けは
どうなるのでしょうか？

(答)

免許状の有効期間の更新は個人の資格にかかるものですが、服務監督権者の判断で職務専念義務を免除することは可能です。ただし、授業時間のある時間帯において職務専念義務を免除することは適切でないと考えられます。

問26 更新講習と10年経験者研修とはどのような関係になりますか？

(答)

教員免許更新制は教員として必要な資質能力が保持されるように定期的
にリニューアルを図るものであるのに対し、10年経験者研修は教員1人1人
の得意分野づくりや専門性の向上のための制度です。このように制度の目
的に違いがあるものの、教員の子どもと向き合う時間を確保する必要性が
指摘される中で、更新制の導入により教員のさらなる多忙化を招かないよう
配慮することが必要になります。

このため、免許更新制の導入により、10年経験者研修の校外研修の
期間を、研修実施権者の判断により、現行の日数から5日間程度短縮
することなども可能であると文部科学省より10年経験者研修を実施する
都道府県等教育委員会に通知されています。

12. 各学校の学校長(園長)の方々にご理解・お取り組みいただきたいこと

【本項目でのポイント】

各学校に勤務する教職員の方々に対する取組のご協力をお願いいたします。

① 理解促進

教員免許更新制について各教職員に理解促進を図っていただくこと。

② 修了確認期限の周知・注意喚起

各教職員に対して、それぞれの修了確認期限、免許状更新講習の受講期間等についてを個別に送付・連絡することは予定していないため、教職員の名簿の整理等により各教職員の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間等についての周知を行っていただくとともに、各年度に免許状更新講習の受講状況等の確認や受講漏れの防止のための注意喚起、免許状の失効状況の確認等を行っていただくこと。

③ 受講のための証明

各教職員が免許状更新講習を受講するに際して、免許状更新講習の受講申込書で幼稚園、認定こども園である幼稚園に勤務する教職員であることの証明を行っていただくこと。

④ 免除申請

学校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある者についても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者による更新講習修了確認を受けなければなりません。これらの職にあることをもって免許状更新講習の受講免除が可能とされています。この場合、必ず各自が免許管理者に対して免許状更新講習受講免除の認定申請を行うことが必要であるため、その旨を該当の職にある方に周知していただくこと。

【幼稚園の園長の方々は以下もご覧ください。】

※ 「認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許状を有する保育士」及び「認可保育所に勤務する保育士及び幼稚園を設置する学校法人等が設置する認可外保育施設に勤務する幼稚園教諭免許状を有する保育士」について

- ・ 免許状更新講習を受講することができ、修了確認期限までに講習受講・修了認定を経て、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、次回の修了確認期限までの間に幼稚園の教諭、講師等として採用することが可能。
- ・ 講習を受講しないで修了確認期限を経過した場合は、その後に、講習受講・修了認定を経て、免許管理者から確認を受けなければ幼稚園の教諭、講師等として採用することは不可。

13. 教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について

【本項目でのポイント】

教員免許更新制の詳しい内容については、文部科学省ホームページをご覧ください。

① 教員免許更新制に関するお問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室

電話：03-5253-4111(内線：3572・3573)

メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

② 教員免許更新制の制度の詳細

→文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

「<解説>教員免許更新制のしくみ」(文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm)に掲載中)をご覧ください。

③ 現職教員等が免許状更新講習を受講・修了する際の流れの詳細

「ケース別 手続きの流れ」(文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm)に掲載中)をご覧ください。

④ 更新講習修了確認期限について

「更新講習終了期限をチェック」(文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index.htm)に掲載中)をご覧ください。

⑤ 文部科学省が認定した免許状更新講習一覧

文部科学省ホームページ
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm)をご覧ください。

⑥ 更新講習の検索について

「免許状更新講習の検索」(教員免許管理システム運営管理協議会ホームページ(http://www.kyoin-menkyo.jp/menkyo-pubsys-web/pubuser/G010IIS_Search.jsp)に平成21年4月に掲載予定)をご覧ください。

⑦ 更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式など

→各都道府県教育委員会の免許担当〔次頁参照〕

※「教員免許更新制 担当部署一覧」(別ファイル差込) 1頁分

14. リーフレット

【本項目でのポイント】

必要に応じて切り抜いてご利用ください。

- ① 2つ折りリーフレット
- ② 3つ折りリーフレット
- ③ 2つ折りリーフレット(非常勤講師・臨時任用教員等の方、これらの職を希望される方向け)